

平成30年第7回

美里町農業委員会定例総会議事録

第7回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成30年6月26日(火)午後1時27分から午後2時10分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎 庁議室
- 3 出席委員(15人)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	9番 佐々木 裕一	10番 遊佐 恭一
11番 柴山 真二	12番 尾形 司	13番 鈴木 幸博
14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿	16番 伊藤 恵子
- 4 欠席委員(1人)

8番 佐々木幸一郎

- 5 報告事項
 - 1 農家相談日について
 - 2 利用権の合意解約による通知について
 - 3 非農地証明願について
 - 4 農用地の形状変更届出について
- 6 議事
 - 第1号議案 買受適格証明願について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第4号議案 事業活用活性化計画の評価について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 平成30年6月事業報告について
 2. 平成30年7月事業予定について
 3. その他
- 8 会長務代理 閉会挨拶
- 9 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則
事務次長 高橋 博喜

10 会議の概要

事務局長	<p>定刻3分ほど早いですが、ただいまから、平成30年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより平成30年第7回美里町農業委員会総会を開きます。</p> <p>本日、8番佐々木幸一郎委員より欠席の届け出がありましたので、出席委員は15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立いたしております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお2人を指名いたします。</p> <p>5番古内世紀委員、6番久道雄悦委員のお2人をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告事項に入ります。</p> <p>1農家相談日について、6月5日に農家相談を行っておりますので担当の委員より報告をお願いいたします。</p>
後藤幸太郎委員	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>6月5日、会長室において遠見職務代理、1番小野保裕委員の代わりに6番久道雄悦委員、そして私、後藤の3名で対応いたしました。</p> <p>相談件数は4件で、1件目は 地区にお住まいの さんで、 字 番の土地を売り渡し又は貸し付けしたい旨の相談がありました。隣接する圃場の隣の方をお願いするよう助言しました。</p> <p>2件目は 地区にお住まいの さんで、圃場整備地の農地を将来売り渡したいという希望でございました。現在、前委員の さんと利用権設定をしておりますが、売り渡したい旨を さんにお話しするよ</p>

う助言いたしました。

3件目は、市 の さんという方で、以前に 地区の 向かいに住んでいた方です。相談内容は、太陽光発電業者が来ていまして、宅地の部分を先に太陽光ソーラーシステムを設置し、その北側に畑が、 平方メートル程ありますが、調べたところ太陽光ソーラーシステムの許可が出ないのでどうしたらよいかということでした。予定どおり宅地に太陽光ソーラーシステムを設置してしまうと、畑地へ行くための手段がなくなるため、宅地先行の太陽光ソーラーシステムは難しいということをお話しいたしました。設置するのであれば宅地と畑地の同時進行にしたほうがいいのでは、ということの対応をしました。

4件目は、市 にお住まいの さんという方で、夫が元 地区の さんの で、 さんといいます。さんは の になっており、転出して 市 に移り姓が変わりました。 さん本人は農業をする意志は無く、 も抹消していただきたい旨の相談でした。今後については さんの実家と相談の上、検討されたらということをご説明いたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局から報告事項2について説明がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項3番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

また、6月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後農地調査委員会の担当委員より報告をいたします。

それでは、事務局、報告願います。

事務局

(報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

続きまして、農地調査委員会小野保裕委員長より現地の確認調査の結果を報告をお願いいたします。

小野保裕委員長

農地調査委員会は先月から後藤幸太郎委員と委員長である私、小野の 2 名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から菊地事務局長、高橋事務局次長の計 6 名により 6 月 15 日に現地調査を行いました。

番号 9 につきましては、 地区の に位置しております。現地は昭和 57 年 11 月 25 日に転用許可を受けており、現在は宅地になっております。特に問題点は見当たらず、現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう、事務局に指示いたしました。

番号 10 につきましては、現地は 地区の に位置しております。現在は居宅が建築されている宅地と隣接し庭として使用され 20 年以上経過していることから、特に問題は見当たらず現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号 11 について、現地は 地区の に位置しております。現在は居宅が建築されている敷地として使用され 20 年以上経過していることから特に問題は見当たらず、現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

番号 12 については 地区の に位置しております。現在は居宅が建築されている宅地と隣接し、宅地となって 20 年以上経過していることから特に問題は見当たらず、現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項 4 番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告をお願いいたします。

また、6 月 15 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後農地調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

それでは、事務局、報告願います。

事務局

(報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

続きまして、農地調査委員会小野保裕委員長より現地の確認調査の結果について、報告をお願いいたします。

小野保裕委員長

番号 3 につきましては、現地は 地区の に位置しております。面積は 24 平方メートルで、土盛りをして露地野菜を作付ける計画であり、特に問題も見当たらず、許可相当と見てきました。
以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。以上が報告事項でございましたが、不明な点があれば、再度説明をいたします。質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、報告事項を終了いたします。続きまして議事に入ります。
第 1 号議案買受適格証明願について、議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終わりましたので、第 1 号議案について、審議をいたします。質疑ありませんか。

(7 番委員手を挙げる)

議長

7 番大友重善委員。

7 番大友重善委員

7 番大友です。ちょっと確認したいのですが、参考事由の括弧内に土地代から建物解体費を差し引いた金額となっておりますが、ここは田んぼなのに、建物が建っているのに解体費を差し引く、理解出来ませんので説明お願いし

ます。

事務局

7番大友重善委員の質問にお答えします。これは 町の 課が管理しております。この内訳を聞いたところ、この参考にある最低見積もり金額2万3,100円については、この農地の分だけではなくて宅地もあって、宅地も含まれてその上に建っている建物も含まれて、その建物の解体費も引いてというふうに、農地だけじゃないものが入っているという、そういう状況で積算しております。全部合わせての金額が最低価格としてありますので、農地だけではないということです。

7番大友重善委員

それではこれは、美里町の分と 町の土地、両方の分なのですね。

事務局

すみません、説明不足でした。宅地のほうが結局、 町に所在するものです。農地については 地区というふうになっているので、ちょうどそれが合わさったような形での金額ということになります。

事務局

回答の補足をいたします。内容については高橋次長が説明したとおりなのですが、今回の競売の対象が、 町の宅地と農地、それに美里町の 地区の農地です。美里町としては、 地区の農地だけの金額がわかればいいのですが、 町 課には照会しましたが、どうしてもわからないそうです。それで、 町の宅地と農地、それに美里町 地区の農地を合算した土地代から、 町の宅地に建っている建物の解体費を差し引いた金額である2万3,100円が今回のこの競売の最低価格ということになります。これが総会資料に載っている、参考事由の金額でございます。

以上でございます。

7番大友重善委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長

そのほか質疑ありませんか。ありませんか。

(なしとの声あり)

議長

では、質疑なしと認め、採決を行います。
第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第 1 号議案は、原案のとおり許可といたします。

議長 続きますして、第 2 号議案農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (第 2 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、第 2 号議案について審議をいたします。議案番号 3 3 3 番から 3 3 8 番のうち、3 3 4 番と 3 3 5 番を除いた 4 議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしとの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。議案番号 3 3 3 番から 3 3 8 番のうち、3 3 4 番と 3 3 5 番を除いた 4 議案について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きますして、議案番号 3 3 4 番と 3 3 5 番の 2 議案について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、1 6 番伊藤が退席いたします。議長を邊見会長職務代理者と交代いたします。

議長 休憩いたします。(1 3 : 5 9)

会長職務代理者 再開します。(1 4 : 0 0)

会長職務代理者 議案番号 3 3 4 番と 3 3 5 番の 2 議案について審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしとの声あり)

会長職務代理者

なしという声があります。

それでは、質疑なしと認めまして、採決をいたします。議案番号334番と335番の2議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

会長職務代理者

全員の賛成を認め、ここで議長を伊藤会長と交代いたします。

会長職務代理者

休憩いたします。(14:01)

議長

再開いたします。(14:01)

議長

第2号議案農用地利用集積計画書審議については、6議案全て賛成でございますので、許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、6月15日、農地調査委員において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了しましたので、現地調査の報告を農地調査委員会の担当委員より報告願います。

担当委員

番委員

番号7につきましては、現地は 地区の に位置しており、転用目的は の敷地拡張による駐車場の増設です。現在の事業所敷地の南側に隣接しており、農地区分は第3種農地のため、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。
事務局の説明と農地調査委員会の現地調査報告が終了いたしましたので、第3号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。
(なしとの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。
(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします

議長

続きまして、第4号議案、事業活用活性化計画の評価についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。
(なしとの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第4号議案に賛成の方の挙手を求めます。
(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、事業活用活性化計画の評価について、原案のとおり承認といたします。

議長

以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員 5番

署名委員 6番